（参考様式）

**新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う建材等の供給停滞による工期延伸に係る**

**東京ゼロエミ住宅の認証に関する工事完了検査の申出書**

年　　　　月　　　　日

株式会社東日本住宅評価センター御中

（建築主の氏名）　　印

私が東京ゼロエミ住宅の認証に関する工事完了検査を申請する住宅については、新型コロナウイルス

感染症の拡大に伴う建材等の供給停滞により、現時点において、一部の認証事項又は認証要件について、設計確認書等に記載された内容どおり工事が完了しておりません。

つきましては、下記事項を誓約しますので、一部の認証事項又は認証要件に係る工事未了での工事完了検査を実施していただきますようお願いします。

記

１．工事完了検査を申請する住宅において未完了となる指針各表の分類、種類、要件等は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 種類 | 要件 | 品番その他の建材等を  特定できる情報 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

記入例（申出書に添付不要です）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 種類 | 要件 | 品番その他の建材等を  特定できる情報 |
| （必要に応じて行を追加してください。） | （必要に応じて行を追加してください。） | （必要に応じて行を追加してください。） | （必要に応じて行を追加してください。） |
| （記入例）  外気等に接する開口部の断熱性能 | （記入例）  窓 | （記入例）  熱貫流率2.33以下 | （記入例）  樹脂製建具、Low-Eガラス10ミリ、ガスの封入なし |
| （記入例）  設備の省エネルギー性能 | （記入例）  照明設備 | （記入例）  玄関の人感センサー付きLED | （提出図書等に特定できる情報がない場合もあります。） |
| （記入例）  設備の省エネルギー性能 | （記入例）  暖房設備及び冷房設備 | （記入例）  主たる居室における省エネルギー基準達成率120％ | （記入例）  AA－BBB－CC－ＤＤＤＤ |
| （記入例）  断熱性能 | （記入例）  なし | （記入例）  外皮平均熱貫流率0.7 | （記入例）  前述の窓による。 |
| （記入例）  設備の省エネルギー性能 | （記入例）  なし | （記入例）  設備機器に関する省エネルギー性能0.7 | （記入例）  前述の照明設備、暖房設備及び冷房設備による。 |

（注意）

１．コロナウイルス感染症の拡大に伴い建材等の供給が滞っていることが理由で東京ゼロエミ住宅指針（令和元年７月

４日付31環地環第104号。以下「指針」という。）の各基準の分類及び種類に対応する要件に適合する当該建材等が設置できず、認証事項に係る工事が完了できない場合に限り、当該建材等の設置が未完了であっても、工事完了検査申請書の提出を受け、工事完了検査を実施することができます。

２．前項の適用を受ける場合、建築主は次の（１）から（４）までの事項を工事完了検査の申出書に明記し、提出をしてださい。

　 （１）新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い建材等の供給が滞っていることが理由であること

（２）指針各表において未完了となる分類、種類、要件及び必要に応じて品番その他の建材等を特定できる情報

（３）未設置の建材等について、納品され次第速やかに設置し、かつ当該建材等の設置に関する工事記録書の提出

を行うこと。

（４）設計確認書等に記載されたすべての内容どおりに工事が行われたのちに東京ゼロエミ住宅認証書が交付され

ることについて理解していること。

３. 工事完了検査において、工事が完了している部分については要綱第17条各項に基づき工事完了検査を行います。

設置が未完了である建材等にあっては、設置後速やかに当該建材等の設置に関する工事記録書の提出してください。

４．前項において設置が未完了であった建材等の供給に目処が立たず、当該建材等を変更（要綱第13条第１項各号に

該当する変更を除き、未完了であった建材等の品番その他の特定できる情報を含む。以下同じ。）する場合は

工事記録書に提出変更図書が添付してください。

５．第３項及び第４項の検査及び確認の結果、設計確認書等に記載された内容通りに工事が行われたことを認める

ときは東京ゼロエミ住宅認証書（以下「認証書」という。）を交付し、認証します。

６．要綱第13条第１項各号に該当する変更に該当する場合は、原則として設計変更確認審査が必要になります。

７．東京ゼロエミ住宅の認証事項に係る建材等のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い供給が滞っているものが対象です。認証事項に関係しない建材等についてはこれまで通り工事完了検査の対象ではないため、このような建材等の設置が未完了であることをもって、東京ゼロエミ住宅として工事が完了していないといった扱いにはなりません。

８．東京ゼロエミ住宅導入促進事業に関しては、東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱（令和元年９月10日付31都環公地温924号。以下「交付要綱」という。）第193 条第１項により、検査済証の交付又は認証書の交付日のいずれか遅い日から30日を経過する日までに実績の報告をすることになっています。また実績の報告にあっては認証書の写しを添付することになっています。